

偽柳宗元手書「龍城石刻」諸本の特徴と系統（下）

戸崎哲彦

V 歴代の著録と拓本の異同(2)——新蔵石刻の時代

乾隆二八年に至って柳宗元ゆかりの地から「龍城石刻」が出土したとして柳侯祠に献納される。それはすでに祠内に収蔵されていたものと異なっていた。

乾隆二八年(1763)以後

07: 乾隆二八年(1763)、『[乾隆]柳州府志』⁽¹⁾卷40「雜志」(3a)王錦「跋」

柳子厚守柳州日，築龍城，得白石，微辨刻畫〔，曰〕：「龍城柳，神所守。驅厲鬼，出七〔七〕首。福土氓，制九醜。」此子厚自記也。退之作「羅池廟碑」云：「福我兮壽我，驅厲鬼兮山之左。」蓋用此事。

按：此本許顛『彦周詩話』。是柳侯「劍銘」，原刻書於“白石”，韓昌黎「廟碑」（韓愈「柳州羅池廟碑」）亦云：“白石齒齒。”此明證也。今廟（柳侯祠）中所刻，並非“白石”，筆法軟弱入時，又書字，不書名，心竊疑之。乾隆二十八年冬，修『志』（『柳州府志』）既竣，選郡邑諸生騰錄。有王生，名進者，手攜家藏斷碣（「龍城石刻」）而來云：“柳侯柑子園舊址在城西，先人文德向家於此。雍正五、六年間，掘土樹藝，忽得此碣。縱五寸，橫一尺四寸，上缺一角，失去‘龍’、‘所’兩字。似屬柳侯故物，不敢私，願請歸之廟。”余拭淨塵封，凝眸熟視，見“年”下書名，又碣尾有“天啓三年龔重得此於柳井中”，小字兩行。其蹟半明半滅，蓋由明季至今，又百有餘年，始湮於井底，旋埋於糞壤，固宜字畫之剝蝕難識也，況龔姓未得以前不知幾經歲月，則其為古碣可知。稍有疑者，石質不白耳。然此碣書法蒼勁，縱非元和間物，亦是宋人臨摹之筆，勝廟中石刻遠矣。茲已鳩工重修柳祠落成⁽²⁾，時即將此殘碣仍砌祠下，以俟識者辯其真贋云。右江道王錦跋。

(1) 王錦修、吳光昇纂、乾隆二九年(1764)刊。台灣故宮博物院編『故宮珍本叢刊』197『廣西柳州府志』3(海南出版社2001年)所収。

(2) 『[乾隆]柳州府志』卷16「學校」(1b)に「柳江書院，在城東，即柳侯祠也。國朝乾隆十年……二十七年右江道王錦公餘之暇，虔謁柳祠，見院宇荒涼，……首捐廉俸若干，柳屬共

王錦は分巡広西右道、『柳州府志』の編修責任者。この「跋」は当時柳州府に存在した二種類の石刻について詳細に記録しており、極めて重要な史料である。それによれば乾隆二八年(1763)当時、柳州馬平県柳侯祠(旧羅池廟)には新旧二つの「龍城石刻」が存在した。

一つは以前より収蔵されていた石刻である。范赫「乾隆丁卯(十二年1747)重修羅池廟落成」⁽³⁾詩に

寂寞“龍城碑”，淒涼“荔子碑”。

と詠む「龍城碑」は王錦のいう「今廟中所刻」「廟中石刻」である。また欧陽永禕「柳侯祠」詩⁽⁴⁾に

江邊垂柳今非昔，劍上遺碑屢未真。

太息荒祠誰補葺，柑堂風雨幾愴神。

と詠むのは当地にも真贋を懷疑するものがいた早い例として注目される。欧陽永禕(1709-1775)は「世柳州馬平人，居羅池」、雍正十三年(1735)の跋貢⁽⁵⁾。羅池付近に居住していた名家であり、幼少より柳侯祠と「劍上遺碑」のことを熟知していた。作年は未詳であるが、生卒年や「太息荒祠誰補葺」の状況から考えて「重修柳祠落成」する乾隆二八年(1763)以前である可能性が高い。

他の一つはこのたび王進より献上され、新たに柳侯祠に奉納されたもので、本来は城西にあった子厚の蜜柑園の址と伝承されていた地の土中から雍正六年(1728)頃に父の王文徳が偶然発掘したという。この新旧両石刻は次の点で異なっていた。

襄盛舉，庀材鳩工，重建掌教書室七間……。院内有碑記、卷17「廟壇」(2b)に「柳侯祠……國朝百有餘載，廟貌傾頽，乾隆二十八年右江道王錦創捐重建。有碑記。『〔乾隆〕馬平縣志』卷8「藝文」に王錦「重建柳劉二公合祠碑記」(p235)・「柳江書院碑記」(p236)、舒啓「定柳江書院祭産規條議」(p182)を収める。戴義開等点校本(広西人民出版社1997年)が北京圖書館藏乾隆本を底本とするのに拠る。舒啓修、吳光昇纂、乾隆二九年(1764)刊。「中國方志叢書・華南地方128」(成文出版社1970年影印)所収本は乾隆二九年原修・光緒二一年重刊本であるが、巻6「秩官」の「封蔭」の途中で終わり、以下を欠く。また『〔民國〕柳州縣志』(「新修方志叢刊131」台湾学生書局1967年影印)巻8「藝文」は「議」の舒「議」(頁25、p219)はあるが、「記」では途中で終わり、王錦「記」等を欠く。

(3) 『〔乾隆〕馬平縣志』巻10「藝文」(p338)、『〔民國〕柳州縣志』巻10「藝文」(頁32、p334)。

(4) 『〔乾隆〕馬平縣志』巻10「藝文」(p333)、『〔民國〕柳州縣志』巻10「藝文」(頁29、p331)。

(5) 錢時雍「歐陽公神道碑」(『〔嘉慶〕廣西通志』巻229「勝跡略十・冢墓二・柳州馬平縣」1b)。また『〔嘉慶〕廣西通志』巻261「列傳六・柳州」(21b)、『〔乾隆〕柳州府志』巻23「選舉・馬平縣貢生」の「歐陽永禕」(10a)にも略伝あり。程朗編注『柳侯祠文獻滙編』(黄山書社2004年、p142)が生卒年を「1710-1776」に作るの誤り。「神道碑」に拠るべし。

石刻	筆法	缺字	自署	跋文	縦横尺寸
旧蔵	軟弱入時	(無)	柳子厚	(無)	(同?)
新蔵	蒼勁	“龍” “所”	柳宗元	天啓三年龔重 得此於柳井中	縦 5寸 横 1尺4寸

これによって先に見た清初の著録が自署を「柳子厚」に作り、「天啓三年」の跋文に言及したものがなかったこと、さらに石刻上部の「龍」・「所」をも録文していたことの説明がつく。いっぽう新蔵石刻の特徴は清拓甲乙二種や現存重刻に酷似する。ただ跋文の行数が異なる。

王「跋」は「兩行」と記録するが、清拓等の跋文は三行である。清拓等では第三行は僅かに「井中」二字であるから、二行とするのは単なる記憶違いであろうか。しかし清拓から観てたしかに本来は「小字兩行」であったと推測できないこともない。清拓等の跋文三行は09「天啓三年龔重」六字で改行して10「得此於柳」とあるが、09よりも二字下げて始めており、次行に同じく二字下げて11「井戸」とある。これは天子の年号「天啓」を敬避して二字格上げた書式の如くであるが、「天啓三年龔重」と行頭を揃えれば「得此於柳井中」で一行になり、つまり「兩行」に収まる。しかし新蔵石刻の「縦五寸、横一尺四寸(49.7cm)」は跋文三行である現存重刻や清拓の横46～47cm(1尺4寸)に近く、二行に収まっていればむしろ「横一尺四寸」より短いはずである。これらを勘案すれば「兩行」はやはり「三行」の誤りであると考えざるを得ない。縦横は『唐碑帖跋』にいう明末「石高七、八寸」に比してやや小さいが、縦の差異は前述したように缺字が関係している。

次に、新蔵石刻の特徴は現存する清拓に酷似するが、清拓には首行01「□□石刻」があり、王錦はこの存在について言及していない。清拓は跋文を有しているから新蔵石刻の系統にある。王錦のいう縦横の寸寸も清拓とほぼ一致するから新蔵石刻も01行を有するものであったのではなからうか。仮にそうであれば旧蔵石刻も同様であろう。この首行が旧蔵石刻になかったのであれば、新蔵石刻との最も顕著な相異点となるはずであり、それを指摘していないのは両者共に有していたからではなからうか。王錦は「碣」・「石刻」と呼び、次に掲げる同書『柳州府志』では「柳侯手書“龍城柳”一碑」と呼んでいる。「龍城柳」とは銘文冒頭一句による呼称である。首行を備えるものであったならばそれを以て称とすべきであるが、「□□石刻」とあって判読できなかったために銘文

によって題としたのであろうか。そうならば旧蔵石刻も判読不能の状態にあったであろう。明末清初において02は「柳州石刻」と題し、04は「羅池石刻」と題していた。「石刻」を共通しながら、「柳州」・「羅池」を異にするのは旧蔵石刻の首行が「□□石刻」とあったことを想像させる。

08：乾隆二八年(1763)、『〔乾隆〕柳州府志』卷18「古蹟」(4a)

「柳侯手書“龍城柳”一碑」：横尺餘，高六寸，亦在祠内。

王錦が記録する新蔵石刻「縦五寸，横一尺四寸」に近いが、後掲する道光九年(1829)頃の劉棻「柳侯碑并序」の「碑徑五寸餘，廣尺許」の方により近い。

09：乾隆二八年(1763)、『〔乾隆〕馬平縣志』卷2「古蹟」(15b)

『柳州府志』と同文。『府志』巻首に収める王錦序の年代は「乾隆二十九年甲申春三月上浣」、『縣志』巻首の王錦序は「乾隆二十九年甲申仲春既望」、同時進行の編纂。

10：乾隆三二年(1767)以前、『欽定續通志』⁽⁶⁾卷167「金石略・歷代石刻・唐」(26b)

「龍城柳銘」：柳宗元書，行書，元和十二年。柳城。

新蔵石刻の公開と時間が接近していること、「天啓」跋文への言及がないことから、乾隆二八年以前の拓本の可能性も考えられる。06『御選唐宋文醇』(乾隆三年)という弘暦帝が照覧したものがこれならば旧蔵石刻である。

「柳城」とは柳城県。つまり柳州府ではあっても馬平県ではない。12『秋燈叢話』に「今人鈴以柳州府及經歷司、柳城縣三印」といい、現に清拓の三官印中にも「柳城縣印」がある。王錦の記録によれば新旧両石刻ともに馬平県の柳侯祠内に置かれており、明末の徐霞客の記録によっても旧蔵石刻は馬平県柳侯祠にあったから、それとは別に「柳城」にも存在したのであろうか。宋末より柳城県にも柳侯祠が築かれていた⁽⁷⁾。そうならば乾隆二八年以前の03『古林金石表』の「柳州府」も府内の柳城県である可能性も考えねばならない。ただし明代の拓本にも官印が押されていたかどうかは未詳である。

11：乾隆三六年(1771)稍前、『話雨樓碑帖目錄』⁽⁸⁾卷3(5a)

(6) 乾隆三二年(1767)奉敕撰、四庫全書文淵閣本(第393冊)。

(7) 拙稿「中国柳州市柳侯祠蔵柳宗元石刻遺像考」(『彦根論叢』386、2010年)に詳しい。

(8) 王楠(字任堂、乾隆間の人)蔵、(男)王鯤(字旭樓、1760?-1835)編。王鯤の後序(道光十二年1832)に「乾隆辛卯(三六年1771)、鯤兄弟四人出所遺而析之、閱今六十餘年」。『石刻史料新編・第三輯』第36冊。

「柳宗元“龍城石刻”」：元和十二年，行書，天啓三年從井出。

「天啓」以下は新蔵石刻の跋文に拠ったもの。新蔵石刻も採拓されてすでに広く流布していた。王錦は首行に言及せず、また08『〔乾隆〕柳州府志』等は「柳侯手書“龍城柳”一碑」と題するが、標題を「龍城石刻」とするのは首行に「□□石刻」とあり、銘文の首句に「龍城」とあったのに拠った可能性がある。

12：乾隆四九年(1784)、『秋燈叢話』(一卷)⁽⁹⁾

「柳州柳，神所守。驅厲鬼，出七首。福四民，制九醜。元和十二年，柳宗元”共二十六字。後刻“天啓三年，龔重□得此於柳□井中”。今人鈐以柳州府及經歷司、柳城縣三印，以代土物贈遺。余跋云：“右碑天啓間出之柳州井中，石已刊闕而摹搨如市，余初疑好古者之多，後知俗傳洞庭君柳毅乃侯之族裔，湖湘賈佩此，以避風浪之險，且云‘必鈐以印篆，始著靈應。’嗚呼，世俗之惑不足辨，惜其以古人名蹟視作公家牘耳。”

「秋燈叢話跋」に「葯砮(戴延年の字)別余十有二年矣，今夏(乾隆四九年1784)自粵西旋里，僑居松陵，空谷聞跽，且得快讀別後等身著作，『叢話』亦其一也。憶乙未歲(乾隆四〇年)校録瀕行所贈『吳語』。……甲辰(乾隆四九年)中秋日，同郡楊復吉識」といい、また「吳語跋」⁽¹⁰⁾に「辛卯(乾隆三六年1771)出都時舉出贈余。……乙未夏日同郡楊復吉識」とあるから、撰者戴延年が「粵西」にいた乾隆四九年(1784)までの間、柳州で直接入手した、三官印を有する拓本の記録として貴重である。ただし録文には明らかな誤りがある。

「天啓三年」の跋文を有するのは新蔵石刻の特徴であるが、「龔重□得此於柳□井中」十字に作り、王錦は「龔重得此於柳井中」八字に作る。現存清拓では跋文はいずれも三行であってこの缺二字が共に前二行の末尾に当たるのは偶然ではなかろう。現存清拓の中には「柳」字の下に文字の如きものが見えるものもあり、後掲の著録が「公」・「州」等に釈文するのもそのためであるが、王錦の記録を是とすべきである。二字とも行末にあたり、かつ一行末には文字らしき疵があったたために、行末を揃えて缺二字と見做されたのであろう。

次に、銘文の「柳州柳，神所守」の前「柳」と「州」・「所」も王錦の記録に合わない。新蔵石刻は「上缺一角，失去“龍”、“所”兩字」であり、清拓でも欠損している。欠損していたならば跋文での処置と同様に「□」缺字とすべ

(9) 楊復吉『昭代叢書・戊集續編』(乾隆五九年序)卷23(上海古籍出版社影印道光十三年刊本、1990年、p1016)。

(10) 『昭代叢書・丁集新編』卷23(p689)。

きであるが、「柳」に作る。また、新蔵石刻が欠損して清拓でも残存している字を「所」に作る。この二字のみ見ればわずかに残存していた部分によって推測したものと考えられないこともないが、さらに新蔵石刻が缺字にせず、また清拓でも判読可能な「城」を全く別の字「州」に作る。「天啓」跋文を有するものであるから、新蔵石刻の系統に属することは明らかであるが、銘文の欠損部分を「柳州柳」に補足して翻刻された別の一石と考えざるを得ない。しかし「石已剝闕而摹搨如市」というから、これも明らかに欠損していた。また、その拓本に「柳州府」・「經歷司」・「柳城縣」の三官印が押されていたことの意味は重要である。

三官印の存在は多くの現存清拓によって確認されるが、その中で缺字がなく、しかも「柳州柳，神所守」に作るものを知らない。後掲の26『煙嶼樓筆記』も三官印を有する拓本を記録しているが、欠損状態は王錦の記録や清拓に近い。仮に「柳州柳」に作る拓本が存在していたならば、それは銘文の上部を補ったものであるから偽刻であり、しかも誤字があることは、直接入手した現地柳州においては十目の視る所にして十手の指す所である。仮に当時いくつかの翻刻が出回っていたとしても、多くの誤字を補刻した、明らかな贋作に、当地の三官印が押されていたとは考えにくい。官印の偽造は大罪であり、それまで偽造であったこともまずあり得ない。当地で官印を押して保証し、あるいは認可し、「摹搨如市」「代土物贈遺」、土産物として公然と売られていたならば、欠損部分を補刻・誤刻したものがあつたのではなく、欠損部分はそれを推測して補足した、著録者の誤りと考えるべきである。

13：乾隆五七年(1792)、『宜祿堂收藏金石記』(六〇卷本)⁽¹¹⁾卷47(4a)

「唐“龍城柳”碣」：石殘缺，橫廣一尺九寸，高八寸三分，八行，行四字，行書，在廣西馬平縣。

□□石刻

□城柳神

□守驅厲

鬼出七首

福四民制

□醜

(11) 朱士端(1786-1872)撰、同治二年(1863)刻。『石刻史料新編・第二輯』第5冊。

元和十二年

柳宗元

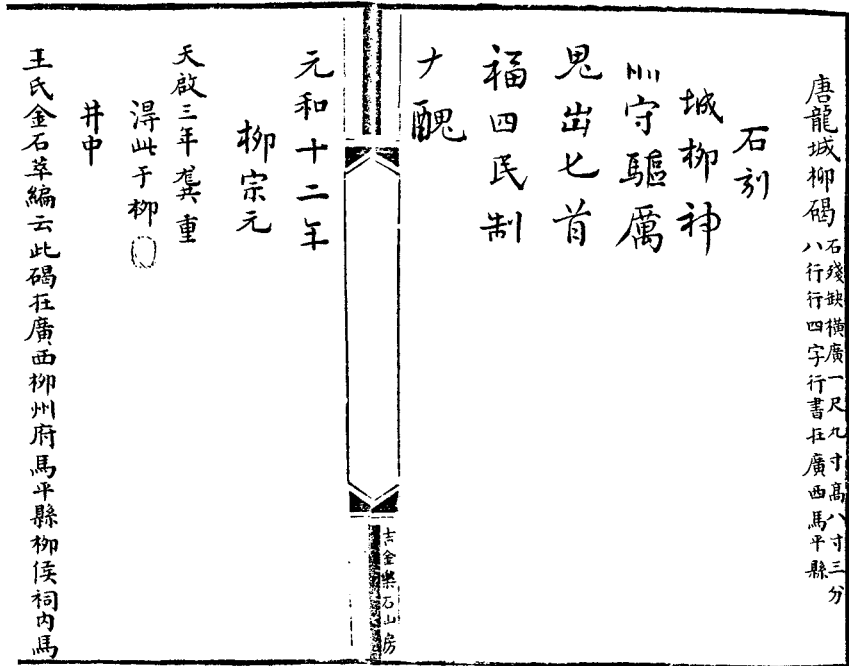
天啓三年癸重

得此于柳□

井中

王氏『金石萃編』云：……。謝啓昆『粵西金石畧』云：……。

(朱)士端家藏有二本：一得于都中琉璃廠稽文堂，一得于吾友劉冰衫。其先人又徐先生判廣西鬱林州時所拓，博學好古，著書數種，今遺失名，載『重修邑志』書目中。



家藏の二本について内容・形状の異同に言及していないのは同一であったからであろう。一本は北京の琉璃廠稽文堂で購入しているから当時広く出回っていたことが知られる。録文は臨摸して極めて忠実であり、現存拓本との関係を考証する上で貴重である。

成書は清末、恐らく道光間（1821-1850）であり、故にそれ以前の『金石萃

編』（嘉慶十年1805）・『粵西金石略』（嘉慶五年1800）を引くが、「所拓」の劉冰衫の「先人又徐」は劉玉麟(1738-1797)の字、「判廣西鬱林州」であったのは乾隆五七年(1792)前後⁽¹²⁾。鬱林州は今の広西玉林市、柳州の遠く東に位置する。石刻が「在廣西馬平縣」柳州柳侯祠にあったならば、鬱林州州判の時に柳州で採拓したことになるが、後述するように、太平天国期に石刻が鬱林に移されたという説があり、これとの関係が懷疑される。後ほど再考。

「天啓」跋文を有することから乾隆二八年奉納の新蔵石刻に属することは明らかであるが、王錦の記録する所とやや異なる。

1) 首行「□□石刻」について王錦は言及していなかった。ただし新旧両刻に存在していたために相異として挙げなかった可能性もある。「刻」の上字を「石」に作るのは清拓では乙種であり、甲種は「君」。

2) 王錦のいう新蔵石刻と同じく上部を欠損しているが、「横廣一尺九寸，高八寸三分」は新蔵石刻「縦五寸，横一尺四寸」と比べてかなり大きい。「石殘缺，横廣一尺九寸，高八寸三分，八行，行四字，行書，在廣西馬平縣」の表記は、後掲する20『金石萃編』の記載「石殘缺，僅存横廣一尺九寸，高八寸三分，八行，行四字，行書，在廣西馬平縣」と酷似しており、これを襲用した疑いもあるが、そうであるにしてもサイズ・形状において同一であったからである。拓本紙片のサイズならば当然ひと回り大きくなるが、「石殘缺」といい、かつ「…九寸」「…三分」まで精密に測って伝えんとしている点から見て紙片のサイズではあり得ない。つまり共に残石のサイズを謂うものであり、両者は明らかに異なる。「横廣一尺九寸，高八寸三分」は造営尺で横60.8cm×縦26.56cm、「縦五寸，横一尺四寸」「横尺餘，高六寸」は横44.8cm×縦16cm～19.2cm。

3) 現存する清拓には字跡から見て少なくとも二種類があったが、01「石」・03「驅」・「厲」・07「元」・「二」等の字跡は乙種に近い。ただ05「福」の「示」の運筆は甲乙に似ず、常維潮重刻本に近い。また「醜」の上字(06「九」)は、甲乙二種で観る限り、文字のあるべき部分の表面が剥離しており、甲乙二種は上部を欠くものであって同一と認めてよいが、『宜祿堂收藏金石記』が忠実に臨摸する所は「ナ」に近く、右半分を欠く。

(12)『鬱林州志』（光緒二〇年）卷首「乾隆壬子(五七年)重鬱林州志姓氏」(9a)に「分纂：署鬱林州州判候補直隸州州判丁酉科選拔貢生寶應劉玉麟」、卷10「文職」(20b)の「州判」の乾隆五五年と五七年の間に「劉玉麟：江蘇，拔貢，署」。

4) 題・銘文の行頭の欠損部分で缺字は示さないが、跋文「柳」字の下に何かの痕跡のような存在を描いている。何らかの文字あるいは疵の如きものか判断を躊躇したのであろうか。王錦の記録によればそこに文字はないが、現存する清拓数十枚を比較すれば、甲種の最も鮮明なものではそのような存在は確認できず、痕跡の如きものが感じられるのはむしろ乙種である。ただし1977年の重刻(柳侯祠蔵)は全体的には甲種に属しながら「柳」字の下に「々」の如き痕跡が加えられている。

総じて言えば字跡は現存清拓乙種に近く、このことは乙種が甲種に先行するとした先の仮説を傍証する。しかし清拓は甲乙両種共に46cm×16cm前後であり、これは新蔵石刻「縦五寸、横一尺四寸」に近い。「横廣一尺九寸、高八寸三分」の「九」を「五」の、「八」を「五」の誤字と見做せばそれまでであるが、『宜祿堂』が『金石萃編』を襲用したとしても、誤りは明らかであり、それを見過ごして踏襲しているとは考えにくい。

以上の共通と相異から考えれば王錦のいう新蔵石刻より後に翻刻された別物を考えざるを得ない。清拓乙種の系統に近く、さらに常維潮重刻本に最も近い。そうならば「判廣西鬱林州時所拓」は鬱林州で採拓したものを謂うものであろうか。『金石萃編』の他にも類似の記載をする資料があり、それらを俟って再考を加える。

14: 乾隆五七年(1792)、『宜祿堂收藏金石記』(刪節六卷本)⁽¹³⁾卷4(25a)

「唐“龍城柳”碣」: 按王氏『金石萃編』云: ……。謝啓昆『粵西金石畧』云: ……。此碣為吾友劉冰衫所贈。其尊人又徐先生判廣西鬱林州時所拓。先生與汪容甫先生為講學友, 著書甚多, 詳『重修邑志』書目。

六十卷本に見える「琉璃廠稽文堂」本には言及せず。劉玉麟(1738-1797)所拓本と同一と考えてよからう。劉玉麟の友である汪容甫、名は中(1745-1794)。

15: 嘉慶五年(1800)稍前、『瞥記』⁽¹⁴⁾卷7「雜事」(8b)

柳子厚工書。……其見於世者, 惟「般舟和尚」與「彌陀和尚」二碑而已。……許周生家藏「柳書石刻」, 其辭云: “□城柳, 神所守。驅厲鬼, 出七首。福四民, 制□醜。”末題“元和十二年柳宗元”。其石乃天啓三年得之柳州井中者。則柳書不僅二碑矣。

(13) 『石刻史料新編・第二輯』第6冊。

(14) 梁玉繩(1745-1819、字は曜北)撰、嘉慶五年(1800)刊『清白士集』(「瞥記」は卷18-24)、『清代學術筆記叢刊(17)』(学苑出版社2005年)所収。

拓本収蔵者の許周生、名は宗彦(1768-1818)、浙江徳清県の人、嘉慶四年(1799)進士。「天啓三年得之柳州井中」は跋文に拠るが、「州」は13『宜祿堂』が描く石面の疵らしきものを敢て釈読したものであろう。「龍」・「九」部分を欠損するが、「所」は残存部分による推測であらう。また、「柳書石刻」四字も、『宜祿堂』が「□□石刻」に作るように、首行に拠ったのではなかろうか。

16：嘉慶五年(1800)稍前、『庭立記聞』⁽¹⁵⁾卷1「柳書」

『許彦周詩話』載子厚石刻云：“龍城柳，神所守。驅厲鬼，山左首。福土氓，制九醜。”與許周生所藏石刻文小異，蓋仍『龍城録』之偽也。

「許周生所藏石刻」は15『警記』にいう「許周生家藏柳書石刻」。「小異」とは「出七首」・「福四民」と「山左首」・「福土氓」の違いを謂う。

17：嘉慶五年(1800)以前、『嘉慶』廣西通志』卷215「金石略」⁽¹⁶⁾(12b)

「柳宗元“龍城石刻”：“□城柳，神□守。驅厲鬼，出七首。福四民，制□醜。□和十二年柳宗元”。行書，徑一寸許。

“羅池北，龍城勝地也。役者得白石，上微辨刻畫云：‘龍城柳，神所守。驅厲鬼，山左首。福土氓，制九醜。’余得之，不詳其理，特欲隱予於斯歟。”柳子厚『龍城録』。

右刻在馬平縣柳侯祠內。按：『龍城録』所云與此微有異同，偽書，不足憑，然茲刻實宗元書也。

成書は乾隆二八年(1763)新蔵の数十年後であり、所在地も「在馬平縣柳侯祠內」としており、さらに纂修者謝啓昆は「書柳侯碑後」詩に「龍城之柳神所守，誰其記者柳子厚。驅厲鬼兮羅池碑，誰其作者韓退之。一碑（「羅池廟碑」）中斷一碑（「龍城石刻」）完，合璧何年置祠居」と詠むから、王錦のいう新蔵石刻のように思われるが、それとは特徴がやや異なる。

1) 標題を「龍城石刻」とするのは首行に「□□石刻」とあったのを、引用する『龍城録』の記載によって推測したものであろう。

2) 「天啓」跋文が録されておらず、言及もない。跋文がなかったとすれば、旧蔵石刻がそうであるが、旧蔵石刻は「龍」・「所」を欠損しておらず、また自署には字「子厚」が刻されていた。「天啓」跋文は本文でないために省かれたと考えるならば、「龍」・「所」の欠損や名「宗元」の自署の特徴は新蔵石刻の

(15) 梁玉繩撰、嘉慶十七年(1812)序。『清代學術筆記叢刊(17)』所収。

(16) 謝啓昆撰、嘉慶五年(1800)刊。『石刻史料新編・第一輯』第17冊『粵西金石略』(嘉慶六年)卷1(10a)は同人『廣西通志』の「金石略」十五巻の単行本。

系統に属す。

3) 「龍」・「所」を缺くのは新蔵石刻の特徴と一致するが、「九」・「元」の缺字が一致しない。ただし「九」は現存清拓でも上部を欠いて不鮮明であり、13『宜祿堂』・15『瞥記』等も缺字にしている。そこで、最大の相異点は「元」字の欠如ということになる。この字は後文「和十二年柳宗元」から容易に推測可能なのであるが、一部残存していたであろう「所」・「九」をも缺字に扱っている態度から見て、「元」も不鮮明な粗拓であったために缺字としたもの、つまり状態に忠実な録文の態度に出るものと考えられないこともない。しかし「元」字は旧蔵石刻を含む他の著録でそれを缺く例を知らない。また現存の清拓でも極めて鮮明であり、清拓は新蔵石刻の系統にある。所見本が新蔵石刻の拓本でないとしても、その系統にあることは明らかであり、新蔵石刻の翻刻から採拓したとしても、缺字を補刻することはあっても缺字にすることは通常あり得ない。この録文をそのまま信じることに躊躇する。単なる抄書上の誤りでなければ、「□和」は行頭に当たるから、前行の行頭の缺字に影響されたものではなかろうか。なお、前行の行頭は他の著録では「九」に積文するものが多いが、後に掲げる20『金石萃編』のように「元」に積文するものもある。

18：嘉慶七年(1802)以前、『寰宇訪碑録』⁽¹⁷⁾卷4(16a)

「“龍城柳”碣」：柳宗元撰并行書，元和十二年。廣西馬平。

後掲の34『寰宇訪碑録校勘記』は「天啓」跋文を補足する。

19：嘉慶十年(1805)以前、『潛研堂金石文字目錄』⁽¹⁸⁾卷3(7a)

「“龍城柳”銘」：柳宗元書，行書，元和十二年。明・天啓三年得此於柳州井中。

「天啓」以下は跋文に拠るが、「柳」字の下にも一字あると見做し、「州」と積文した。

20：嘉慶十年(1805)以前、『金石萃編』⁽¹⁹⁾卷107(5a)

「柳宗元“龍城石刻”」：石殘缺，僅存橫廣一尺九寸，高八寸三分，八行，行四字，行書，在廣西馬平縣。

□城柳，神所守。驅厲鬼，出七首。福四民，制元醜。

元和十二年柳宗元。天啓三年龔重得此於柳公井中。

(17) 孫星衍(1753-1818)・邢澍(1759-1823)撰、嘉慶七年(1802)序。『石刻史料新編・第一輯』第26冊。

(18) 錢大昕(1728-1804)撰、嘉慶十年(1805)識。『石刻史料新編・第一輯』第25冊。

(19) 王昶撰、嘉慶十年(1805)自序。『石刻史料新編・第一輯』第3冊。

“羅池北，龍城勝地也。……特欲隱予於斯歟。”柳子厚『龍城錄』。

“按『龍城錄』所云……實宗元書也。”謝啓昆『粵西金石略』。

按：此碣在廣西柳州府馬平縣柳侯祠內。馬平為柳州附郭，州在唐天寶初為龍城郡，乾元初復曰柳州。『寰宇訪碑錄』題此碣曰“龍城柳”碣。自歐(陽修)、趙(明誠)以來，皆不見著錄，故向無標題，而碣文亦祇六句，首句“城柳”上泐一字。据天寶舊郡名，當為“龍城”，而因以“龍城柳”為碣名也。末署“元和十二年”，柳宗元以元和十四年卒，此碣在卒前二年，(韓)昌黎作「墓誌銘」，不詳宗元刺柳之年，兩『唐書·傳』皆云：“元和十年移為柳州刺史。”則其刻此碣在到柳州後二年矣。昌黎撰「羅池廟碑」云：“柳侯嘗與其部將魏忠、謝寧、歐陽翼飲酒驛亭謂曰：吾棄於時，而寄於此，與若等好也，明年吾將死，死而為神，後三年為廟祀我。及期而死，三年孟秋辛卯，侯降于州之後堂”云云。“飲酒驛亭”事在題此碣之明年，其窟丘荒癘，堙厄感鬱之概，此碣十八字中已略寓之矣。『龍城錄』託為“役者得白石，微辨筆畫”云云，設為恍惚之辭，謝中丞(啓昆)斥為“偽書，不足憑”，良然。

「天啓」跋文を有する新蔵石刻の系統にあることは明らかであるが、いくつかの点で王錦の記録と異なる。

1) 「所」字を有する。ただし現存清拓に見られるように下半が残存していたならば、12『秋燈叢話』・15『警記』が「所」に作るように、判読できないこともない。

2) 「九」を「元」に作る。ただし『粵西金石略』(即ち17『[嘉慶]廣西通志』)が「□」缺字にするように、また現存清拓のように上部が剥落した拓本であれば、「元」に誤釈した可能性がある。

3) 跋文の末を「柳公井中」四字と釈読するが、王錦は「柳井中」三字に作る。ただし清拓や13『宜祿堂』によれば、「柳」字の下は行末に当たり、文字の痕跡あるいは疵のようなものが認められる。19『潜研堂』・15『警記』が「柳州井中」に作り、12『秋燈叢話』が「柳□井中」に作るのもそのためである。

4) 「横廣一尺九寸，高八寸三分」は王錦の記録する「縦五寸，横一尺四寸」と比べてひと回り大きい。

5) 「八行，行四字」とは、跋文を除く、銘文五行・自署二行と首一行を指すはずである。王錦の記録と同様に首行の録文が漏れていることになるが、「向無標題……首句“城柳”上泐一字。据天寶舊郡名，當為“龍城”，而因以“龍

城柳”為碣名也」といいながら「龍城石刻」と題するのは首行に「□□石刻」とあったことに拠って類推したものであろう。

乾隆二八年奉納の新蔵石刻の系統にあることは明らかであり、残存する部分（「所」・「元 [九]」・「公」）は努めて釈読するという態度で臨んだものと解することができる。ただ4)サイズのみは王錦のいう所と大きく異なり、13『宜祿堂』の録する所と一致する。しかし06「元」を「九」の上部欠損による誤積と考えるならば、『宜祿堂』は「ナ」に作る、つまり欠損は「九」の右部分であって、「ナ」から「元」字を類推復元することはできない。ならば『宜祿堂』と同一本ではなく、近い系統と見做すべきであるが、次行の頭すなわち左隣に「元……」とあり、これに影響されて誤ったことも考えられる。

21：嘉慶十五年(1810)以前、『古墨齋金石跋』⁽²⁰⁾卷6(9a)：

「唐柳井字」：行書，元和十二年。

碑首行存「君刻」二字，下云：“□城柳，神□守。驅厲鬼，出七首。福四民，制九醜。元和十二年柳宗元。”後有跋云：“天啓三年龔重得此於柳井中”。其文與『龍城録』所載有數字不同，疑當以此為是。

跋文中に「柳井」より出土したとあるのによって「唐柳井字」と題した。首行に「君刻」二字が残存するという記録は貴重である。13『宜祿堂』では「□□石刻」に作っていた。現存清拓にも二種類があり、前述の如く乙種が「石」に近く、甲種が「君」に近い。また、跋文を「柳井」に釈読する点も『宜祿堂』や「柳州井」・「柳公井」に作るのと異なり、清拓甲種に近い。

22：嘉慶十六年(1811)以前、『平津讀碑記』⁽²¹⁾卷7(23b)：

「龍城石刻」：元和十二年。右「龍城石刻」在馬平縣柳侯祠。文云：“□城柳，神□守。驅厲鬼，出七首。福四民，制九醜。”“醜”上“九”字，諦視甚明。『金石萃編』釋作“元醜”，誤。

清拓でも「九」字は下部が残存するが、必ずしも「諦視甚明」とはいえない。「天啓」跋文について言及がないが、それを有する20『金石萃編』と対校しているから、それと同じ、あるいは『金石萃編』の釈読に異論がなかったのであろう。新蔵石刻に属するものであり、題「龍城石刻」も『金石萃編』と同じく首行「□□石刻」に拠るものであろう。

(20) 趙紹祖(1752-1833)輯、嘉慶十五年(1810)弟趙繼祖跋。『石刻史料新編・第二輯』第19冊。

(21) 洪頤煊(1765-1837)撰、嘉慶十六年(1811)自序。『石刻史料新編・第一輯』第26冊。

23：嘉慶十八年(1813)、『清儀閣金石題識』⁽²²⁾卷2(59b)：

「唐柳柳州“龍城石刻”：柳柳州『龍城錄』云：“羅池北，龍城勝地也，役者得白石，上微辨刻畫，云：‘龍城柳，神所守。驅厲鬼，出七首。』錄作“山左首”。福土民，制九醜。’余得之，不詳其理，特欲隱余於斯與。”『粵西金石略』卷一云：“右刻在馬平縣柳侯祠內。按『龍城錄』……然茲刻實宗元書也。”嘉慶十八年癸酉八月晦日。

「柳柳州」は柳宗元を号で呼んだもの。標題「龍城石刻」は首行「□□石刻」による推測、あるいは『粵西金石略』が「柳宗元“龍城石刻”」に作るのに従ったもの。『粵西金石略』は前掲17『廣西通志』(嘉慶五年1800)「金石略」の単行本。

24：嘉慶間(以前?)、『竹庵盒金石目録』⁽²³⁾不分卷(81b)：

「“龍城柳”碣」：元和十二年，柳子厚行書。

前掲の清初の著録と同じく自署に「元和十二年柳子厚」とあった旧蔵石刻の拓本ではなかろうか。「天啓」跋文に触れていないことも旧蔵石刻であったことを想像させる。

25：道光九年(1829)頃、劉棻「柳侯碑并序」⁽²⁴⁾

碑徑五寸餘，廣尺許，四周多落角，文磨滅幾不可辨。予過羅池廟訪遺址，蓋子厚所書劍銘也。其詞曰：“龍城柳，神所守。驅厲鬼，出七首。福四民，制九醜。”人或言攜其拓本過洞庭，可無波濤之險，亦頗驗。

劉棻(生卒未詳)、字は香山、嘉慶十二年(1807)の挙人⁽²⁵⁾。詩中に「今歴六千七十二甲子，斷碣飄零慕高躅」の句があり、これは跋文中の「元和十二年」(817)によったものであろうから道光九年(1829)頃の作である。銘文の文字がすべて録されている点では旧蔵石刻に近いが、「四周多落角，文磨滅幾不可辨」というから本来「龍」等は欠損しており、「徑五寸餘，廣尺許」も新蔵石刻に近い。

(22) 張廷濟(1768-1848)撰、光緒十八年(1892)校、二十年刊。『石刻史料新編・第四輯』第7冊。

(23) 趙魏(1746-1825)輯、『石刻史料新編・第二輯』第20冊の東武劉燕庭氏(1793-1853)校鈔本の末尾に「癸卯(道光二年1843)秋九月兄(劉)嬰改名如海書，時七十有五」。また『石刻史料新編・第三輯』第37冊に宣統元年(1909)汪大鈞刻食舊堂叢書本『竹庵庵金石目録』卷3(14b)。

(24) 『柳侯祠文獻滙編』(p152)。

(25) 『柳侯祠文獻滙編』(p153)。

26：道光十八年(1838)、『煙嶼樓筆記』⁽²⁶⁾卷3(1b)

梁曜北玉繩『警記』云：「許周生家藏『柳書石刻』，其辭云：‘□城柳，神所守。驅厲鬼，出七首。福四民，制□醜。’末題‘元和十二年柳宗元’。其石乃天啓三年得之柳州井中者。”按：此石，柳州人謂可以鎮妖異。吾友陳子相勸學宦廣西，歸以一本貽余。上有柳州府縣官三印。石雖泐而字皆可識：“城”上是“柳”字，“醜”上是“羣”字。謝啓昆『粵西金石略』斥為“偽書，不足憑”，良然。『唐人百家』刻『龍城錄』，記與『稗海』本小異。中一條云：“羅池北，龍城勝地也。役者得白石，上微辨刻畫云：‘龍城柳，神所守。驅厲鬼，山左首。福土氓，制九醜。’余得之，不詳其理，特欲隱我於斯與。”按：此錄，前人多謂偽作。今觀此條，亦不似柳州語。柳本木名，又是其地州名。何以僅據石刻中一“柳”字，便云“特欲隱己於斯耶”。彼處人云：“此石乃子厚手書，可以辟邪鬼。”子相贈余一紙，文與此小異。

陳勸(1805-1893)、浙江鄞縣の人、字は子相。道光十七年(1837)に拔貢、廣西の知県を授かるも一年に及ばずして帰省⁽²⁷⁾。なお、「謝啓昆『粵西金石略』斥為“偽書，不足憑”，良然」はそのまま『金石萃編』に見え、それからの引用であるが、謝啓昆が「偽書，不足憑」といったのは『龍城錄』を指してであって「龍城石刻」のことではない。

所見本は「天啓」跋文を有する新蔵石刻の系統に属する。「柳州府縣官三印」とは現存清拓に見える「柳州府印」・「柳州府經歷司兼管司獄司印」・「柳城縣印」であるが、清拓は「石雖泐」であって15『警記』が作る缺字を含む状態に近い。特異な点は「城」上是“柳”字，“醜”上是“羣”字であり、これは王錦の記す新旧両石刻に合致せず、また明清の著録にも見えない。「柳」・「羣」二字は所引の『警記』・『粵西金石略』では缺字に作るが、所引の『龍城錄』との類似によって「龍」と「九」であることは容易に推測される。であるにも関わらず、「柳」と「羣」に作るのはそのように判読できる状態にあったことになる。「柳」部分は新蔵石刻やその録文および清拓では全損であるが、すでに

(26) 徐時棟(1814-1873)撰。『清代學術筆記叢刊(54)』(学苑出版社)、『歴代筆記小説集成・清代筆記小説(20)』(周光培編、河北教育出版社1994年)所収(寧波鈞和聚珍版印本)。

(27) 『[民國] 鄞縣通志・文獻志』甲編「人物・人物類表・文學」(353)に「字子相、號詠橋。道光十七年拔貢，廷試第二，授廣西知縣，念親老無餘丁以養，不一載，投牒歸。同治元年舉孝廉方正，授江蘇知縣，不赴」。また『煙嶼樓筆記』卷8(6a)に「吾友陳子相知縣歸自廣西，讀書養親」。『運甕齋文稿』・『運甕齋詩稿』(光緒二〇年1894)あり、未見。

乾隆四九年(1784)の12『秋燈叢話』が「柳州柳，神所守。驅厲鬼，出七首。福四民，制九醜。元和十二年，柳宗元」天啓三年，龔重口得此於柳口井中」に作るのに近く、またそれも「今人鈐以柳州府及經歷司、柳城縣三印，以代土物贈遺。余跋云：“右碑天啓間出之柳州井中，石已剝闕而摹搨如市”であった。しかし「羣」字部分に至っては、わずかに下部が残存しており、それに拠って「元」・「九」と判読した例は清拓の残存状態の限りでは部分的に近いとはいえ、「羣」あるいは異体字「群」の下部には全く似ない。12『秋燈叢話』の条で述べた如く、翻刻であっても誤字を補刻したものが官印を押して認可されていたとは考え難い。「石雖泐」であったが「字皆可識」というのは、欠落部分に対する著録者の軽率な推測に過ぎないのではなからうか。

27：道光二五年(1845)、『粵西筆述』⁽²⁸⁾ 不分卷(32a)：

「柳宗元“龍城石刻”：眞[行]書。“在馬平縣柳侯祠。”『通志』。

『通志』とは17『嘉慶』廣西通志』の「金石略」(『粵西金石略』に同じ)の「柳宗元“龍城石刻”」を指す。「眞書」は転記の誤り。

28：咸豐間(以前)、『攔古録』⁽²⁹⁾ 卷8「唐」(55b)：

「“龍城柳”碣：柳宗元撰并行書。廣西馬平。元和十二年。

29：咸豐間(以前)、『金石彙目分編』⁽³⁰⁾ 卷18「柳州府・馬平縣」(27b)：

「唐“龍城石刻”：柳宗元撰并行書，元和十二年。在柳侯祠。

標題は『攔古録』と異なるが、『金石彙目分編』は吳式芬の收藏を整理分類したものであり、同一の拓本。

30：咸豐間(以前)、『吹網録』⁽³¹⁾ 卷3「“龍城柳”石刻」：

張譜梅秀才伯鳳，粵西歸，貽余「龍城石刻」拓本，其文曰：“城柳神一行，‘城’上缺‘龍’字。守驅厲二行，‘守’上缺‘所’字。鬼出七首三行。福四民制四行。九醜五行。元和十二年六行。柳宗元七行。”而第一行前題“石刻”二字，上亦有缺字。後有明人得石題記二行，亦稍漫漶。譜梅言：其地頗重此碣，謂可以辟不若，故游客每求拓本，攜之行篋。至此碣原委，今『柳州

(28) 張祥河撰、道光二五年(1845)自序、桂林蔣存遠堂刻本。

(29) 吳式芬(1796-1856)撰、咸豐間(1851-1861)成書。『續修四庫全書(895)』(上海古籍出版社1995年)史部・金石類。また『攔古録金文』(『續修四庫全書(902)』)史部・金石類光緒二一年吳氏家刻本(許瀚繼編校)あり。

(30) 吳式芬撰、吳重熹補遺、咸豐間成書。『石刻史料新編・第一輯』第28冊。

(31) 葉廷瑄(?-1868)、同治八年(1869)刊。「新世紀万有文庫」遼寧教育出版社1996年(p51)、『續修四庫全書』子部雜家類1163。

府志』有右江道王錦「跋」，……。然余頗疑此碣為偽作。……

張伯鳳、字は譜梅、山水画家、王学浩(1754-1831)の弟子、享年四五歳、生卒年未詳⁽³²⁾。採拓は撰者葉廷瑄の卒年(同治七年1868)以前であり、次に掲げる31『八瓊室金石補正』等の記録によれば咸豊間(1851-1861)に喪失しているから、それ以前、さらに張伯鳳を「秀才」(学生)⁽³³⁾と呼称している点から考えれば道光間(1821-1850)の可能性もある。

首行「石刻」二字を有する点や欠損部分は現存清拓と同じであり、また「後有明人得石題記二行」は「天啓」跋文を有する新蔵石刻である。ただ「題記二行」は現存清拓が全て三行であるのに一致せず、王錦のいう「碣尾有“天啓三年龔重得此於柳井中”，小字兩行」には符合する。「亦稍漫漶」といって録文していないから、「二行」にするのは王錦「跋」に拠ったことも考えられる。現に拓本の中には跋文の末行が不明なものや途中までしか拓印されていないものもある。たとえば前掲の北京図書館蔵748は09行で終わっている。

首行の残存部分の釈読には「石刻」と「君刻」の二通りがあるが、「第一行前題“石刻”二字，上亦有缺字」は13『宜祿堂』と同じであり、清拓乙種に属す。

31：咸豊六年(1856)頃、『八瓊室金石補正』⁽³⁴⁾卷69(24b)：

「龍城石刻」：元和十二年。『金石萃編』載卷一百七。

“制九醜”“九”誤“元”。

“醜”上“九”字，……作“元醜”，誤。『平津讀碑記』。

湘人甚重此碑，相傳：“往來洞庭者，遇風浪，焚此碑於湖，可免險厄。”其信然耶。碑向在馬平，洪逆擾亂後，已失所在。事平訪之，聞在鬱林某里。或往詢之，則秘匿不宣。蓋其人嘗為賊脅，懼禍之及也。

流傳雖多，日少一日矣。近今所拓，似是翻本。

「龍城石刻」の行方と当時の事情を伝える重要な記録である。陸增祥(1816-1882)は道光三〇年(1850)の元状、咸豊十年(1860)に慶遠府の知府となり、同治二年(1863)には湖南辰沅永靖道道員に遷る。慶遠府は今の広西宜州市周辺、

(32) 蔣宝齡『墨林今話』(咸豊二年1852、中華書局聚珍倣宋版印本)卷6(11b)、俞劍華『中國美術家人名辭典』(上海人民美術出版社1981年、p823)。

(33) 清・趙翼『陔餘叢考』卷28「秀才」に「元明以來，秀才為讀書者之通稱。今俗猶以府縣學生員為秀才，蓋亦沿舊稱也」。

(34) 陸增祥(1816-1882)撰、光緒(1875-1908)初成書、民国十四年(1925)希古樓刊。『石刻史料新編・第一輯』第7冊。

柳州府の西に隣接。

石刻はかつて柳州府「馬平」県柳侯祠にあったが、「洪逆擾亂後」洪秀全の叛乱（道光三十年1850）後、所在が知れなくなった。洪秀全が咸豊三年に南京に進行して太平天国を樹立した後、咸豊六年（1856）に柳州にも大成軍が侵入して「七年失守」が続いたから⁽³⁵⁾、その間のことである。

32：光緒八年（1882）以前、『寰宇貞石圖目録』⁽³⁶⁾

「柳宗元“龍城石刻”」：廣西馬平縣柳侯祠。元和十二年〔三月〕、公元八一七年。

『寰宇貞石圖』については前掲の現存拓本の項、藤原楚水纂輯『増訂寰宇貞石圖』の条に詳しい。また「三月」については後掲の37『増訂寰宇貞石圖』を参照。

33：光緒二四年（1898）以前、『藝風堂金石文字目』⁽³⁷⁾卷6（15a）：

「“龍城柳”碣」：柳宗元撰并行書，元和十二年。在廣西柳城。

所在地を馬平県ではなく、10『續通志』と同じく「柳城」県とする。三官印中に「柳城縣印」があったことを記録するものがあり、また現存する清拓甲乙の大半がそれを有する。そこで碑石は柳州府の馬平県と柳城県の二箇所にあったか、そうでなければ官印「柳城縣」によって「在柳城縣」と推測されたことが考えられる。

34：民国二年（1913）以前、『寰宇訪碑録校勘記』⁽³⁸⁾卷7（6b）：

「“龍城柳”碣」：元和十二年。聲木謹案：明“天啓三年龔重得〔此〕于柳公井中”，後有題記，正書。石右角上缺佚數字。

前掲の18『寰宇訪碑録』を補足する。「石右角上」が「缺佚數字」であって「天啓」跋を有する新蔵石刻の系統に属す。「柳公井」と釈読するのは20『金石萃編』と同じ。

(35) 『〔民国〕柳州縣志』（民国二〇年1931）卷首「重印柳州縣志略例」（p11）に「縣志初刊於清乾隆二十九年，中遭咸豊之亂，郡城於七年失守，公私塗炭」。咸豊六年（1856）、大成軍が柳州を占領。『柳州大記事』（広西人民出版社1995年p46）、『柳州市志』（広西人民出版社1999年）巻5「軍事志・兵事・清代」（p907）。

(36) 沈勳盧・陳子彝編『寰宇貞石圖目録』（民国二一年1932）巻上「光緒本」（11b）。『寰宇貞石圖』の「光緒本」は楊守敬（1839-1915）撰、明治十五年（光緒八年1882）初印（日本・大蔵省印刷局石印）五冊本。

(37) 繆荃孫（1844-1919）撰、光緒二十四年（1898）序。『石刻史料新編・第一輯』第26冊。

(38) 劉声木（1876-1959）撰、民国二年（1913）成書、民国十八年（1929）刊。『石刻史料新編・第一輯』第27冊。

35：民国十二年(1923)以前、『校碑隨筆』⁽³⁹⁾卷6(8a)

「柳宗元“龍城刻石”：行書，八行，行四字。在廣西馬平。元和〔十〕二年⁽⁴⁰⁾。

舊拓天啓三年小字跋，甚清晰，近已漫漶。有摹刻審宜，但原石非難得。

「八行」とは首行を含む。記載は20『金石萃編』の「柳宗元“龍城石刻”：石殘缺，僅存橫廣一尺九寸，高八寸三分，八行，行四字，行書，在廣西馬平縣。□城柳……元和十二年」に頗る似る。ただし「石殘缺……高八寸三分」の形状をいう部分が欠けている。所蔵の物と合致しないために削除されたのではなからうか。

「天啓」跋文を有するから新蔵石刻の系統に属す。「有摹刻審宜」以下は文意を解しがたいが⁽⁴¹⁾、拓本を複数枚収蔵しており、旧拓は「天啓」跋文が鮮明であるが、近拓は不鮮明であったことを謂うものようである。そこで想起されるのが甲乙二種である。筆者の目にした清拓数十枚に限っていえば、より「清晰」であるのは乙種であり、より「漫漶」であるのは甲種である。「清晰」が旧拓であり、「漫漶」が近拓であるのは、先に提示した乙種から甲種へ移行したとする仮説に合致する。ただし、「清晰」・「漫漶」の差は時間経過による石面の劣化だけでなく、紙質・墨質にも関係があろう。現存清拓では乙種の紙質の方が甲種よりも拓印に適したものであったように感じられる。

36：民国二四年(1935)以前、『崇雅堂碑録』⁽⁴²⁾卷3「唐」(18a)

「“龍城柳”碣”：柳宗元撰并行書，元和十二年。廣西馬平。

民国二二年(1933)周耀文の重刻はこの直前。

37：日本・昭和一五年(1940)以前、『増訂寰宇貞石圖』卷4「解説篇・唐」(p141)⁽⁴³⁾

「柳宗元“龍城石刻”：唐元和十二年三月(八一七)。廣西馬平。

前掲の楊守敬『寰宇貞石圖』を基にして削除せず、大幅に増補したもの。『増訂寰宇貞石圖』の「図版篇・唐」(p380)に所収の影印は新蔵石刻の乙種であり、

(39) 方若(1869-1955)著、宣統二年(1910)天津中東石印局、民国十二年(1923)上海華璋書局校刊。『石刻史料新編・第二輯』第17冊(華璋書局本)。

(40) 王壯弘『増補校碑隨筆』(上海書畫出版社1981年)に「應是元和十二年」(p633)。

(41) 王壯弘『増補校碑隨筆』は「審宜」を「宜審」に作るが、校語無し(p633)。

(42) 甘鵬雲(1862-1941)撰、民国二四年(1935)刊。『石刻史料新編・第二輯』第6冊。

(43) 河井釜廬監修・藤原楚水纂輯『増訂寰宇貞石圖』(興文社、昭和一五年1940；国書刊行會覆刻、昭和五七年1982、B3判)。

「三月」のような文字の存在は確認されない。「三月」二字は、清拓甲乙二種ともに無く、また32『寰宇貞石圖』および「解説篇」が「著録している」として列挙する『粵西金石略』・『金石萃編』・『平津讀碑記』・『清儀閣金石題識』・『宜祿堂金石記』・『八瓊室金石補正』を含む先行の著録資料にも記載は皆無である。ただ04『金石録補』のみが「元和十二季□月□日」と録していた。しかし仮に月日が記しされていたとしても、『金石録補』は乾隆二八以前の旧蔵石刻である。32『寰宇貞石圖目録』は「唐元和十二年三月」に作るが、光緒本『寰宇貞石圖』の按語にはさらに「三月」二字があったのではなかろうか。残念ながら光緒本は未見であり、確認できない。

38：民国三五年(1946)『廣西石刻展覽特刊』

民国三五年九月に桂林等で広西石刻展覽会が開催され、『廣西石刻展覽特刊』（広西省政府秘書処編訳室、民国三五年）に朱蔭龍「柳州龍城石刻考」が掲載されていたから、広西の石刻を代表するものとして「龍城石刻」の拓本も展示されたものと思われる。本書は未見であるが、朱「考」によれば「制九醜」を「制元醜」に釈読できるものであった⁽⁴⁴⁾。「元」に作るのは20『金石萃編』に始まる。

39：今・楊方震『碑帖叙録』（上海古籍出版社1982年⁽⁴⁵⁾、p236）

「“龍城柳”碣」：石殘缺，僅橫一尺九寸，高八寸三四分。在廣西壯族自治區馬平縣柳侯祠。缺首行，行書，八行，行四字。柳宗元跋，殘存“元和十二年”紀年。碣文祇殘存六句，與『龍城錄』所載有異同，可以此石文正之。

「石殘缺」以下の記載は20『金石萃編』の「石殘缺，僅存橫廣一尺九寸，高八寸三分，八行，行四字，行書，在廣西馬平縣」に酷似する。「高八寸三四分」はより細心であるが、「四」は衍字ではなかろう。また踏襲しながら「缺首行」を加えたために、「八行」が正確性を欠くことになった。首行は01「□□石刻」を指し、「缺首行」を含んで「八行」なのである。「缺首行」を加えたのは『金石萃編』が「八行」といって首行を算入しながらその存在に触れていないからであろう。全体的に見て、すでに金石学の基本資料にして權威ともなっていた20『金石萃編』に拠った記載と見做してよい。

(44) 謝漢強「「龍城石刻」是“討武檄文”嗎」（『文物通訊（柳州）』1980年7期、後に謝漢強『讀柳札記』中国文史出版社2003年）。朱蔭龍論文は「龍城石刻」を柳宗元作とし、「制元醜」とあるのに拠って武元衡を反撃する檄文であるとする。

(45) 潘景鄭「序」は1980年。

40：今・張彥生『善本碑帖録』（中華書局1984年、p148）

「唐柳宗元“龍城刻石”：行書，八行，行四字。柳宗元撰書。唐元和十二年。

刻石在廣西馬平縣柳侯祠內，明天啓三年龔重得之井中，并刻跋，龔重刻三言詩六首十八字。乾隆四十二年宋思仁重刻石下刻跋。流傳翻刻很多。

標題および以下の記載は35『校碑隨筆』に似る。『校碑隨筆』のそれは20『金石萃編』に似る。

今、句読点は原書に従いながら、固有名詞には下線を施したが、「刻石」以下の解題部分には不可解な点が多い。まず「三言詩六首十八字」は誤り。「十八字」は「龍城柳，神所守。驅厲鬼，出匕首。福四民，制九醜」であり、三言六句からなる銘文。「柳、守、首、醜」で押韻されているから「三言詩六首」ではなく、「六」を「一」に改める、あるいは「詩」字を去り且つ「首」字を「句」に改めるべきである。次に、その前後、つまり「龔重得之井中，并刻跋」にしてさらに「乾隆四十二年宋思仁重刻石下刻跋」であるという表記は、実物を知らない者にはどのような拓本なのか想像することは困難であろう。じつは一枚の紙上に二つの石刻を上下に配して採拓したものである。即ち上部に「龍城石刻」、さらにその下部に「唐柳侯劍銘」がある。「唐柳侯劍銘」は宋思仁が「龍城石刻」の銘文を臨摸して題したもので、末尾に宋氏の跋文「大清乾隆四十二年仲冬宋思仁摩」を有する。前掲の現存清拓甲種05はその実物。

以上、考察してきた所を特徴を示す主要な項目によってまとめれば次の表のようになる。

資	年代	縦×横	題	首行/題	缺字	跋文	印	所在	蔵	種
01	崇禎十年(1637)			羅池題石				馬平	旧	
02	明末	7+×?		柳州石刻	×				旧	
03	清初			柳子厚書				柳州	旧	
04	清初			羅池石刻	×				旧	
05	雍正七年(1729)前			柳子厚書					旧	
06	乾隆三年(1738)前			龍城柳石刻					旧	
07	乾隆二八年(1763)	5×14	△							
09	乾隆二八年(1763)	6×10+	△	龍城柳碑		龍所	柳井	馬平	新	
10	乾隆三二年(1767)前			龍城柳銘				柳城	旧?	
11	乾隆三六年(1771)前		△	龍城石刻		○			新	
12	乾隆四九年(1784)			柳州劍銘	○	柳口井	○	柳州	新	乙?

13	乾隆五七年(1792)	8.3×19	○	□□石刻	龍所九	柳□井		馬平	新	乙
14				龍城柳碣						
15	嘉慶五年(1800)前			柳書石刻	龍九	柳州井			新	
17	嘉慶五年(1800)前			龍城石刻	龍所九			馬平	新	
18	嘉慶七年(1802)前			龍城柳碣				馬平		
19	嘉慶十年(1805)前			龍城柳銘		柳州井			新	
20	嘉慶十年(1805)前	8.3×19	○	龍城石刻	龍九	柳公井		馬平	新	乙?
21	嘉慶十五年(1810)前		○	□□君刻	龍所	柳井			新	甲
22	嘉慶十六年(1811)前			龍城石刻	龍所	○		馬平	新	
24	嘉慶間(以前?)			龍城柳碣					旧?	
25	道光九年(1829)	5+×10+		柳侯碑	○			馬平	新	
26	道光十八年(1838)				龍九		○	柳州	新	
28	咸豐間(以前)			龍城柳碣				馬平		
29	咸豐間(以前)			龍城石刻				馬平		
30	咸豐間(以前)		○	□□石刻	龍所	○		柳州	新	乙
32	光緒八年(1882)前			龍城石刻				馬平		
33	光緒二四年(1898)前			龍城柳碣				柳城	旧?	
34	民国二年(1913)前			龍城柳碣	○	柳公井			新	
35	民国十二年(1923)前		○	龍城石刻		○		馬平	新	
36	民国二四年(1935)前			龍城柳碣				馬平		
39	1982年以前	8.3×19		龍城柳碣				馬平		乙?
40	1984年以前		○	龍城刻石		○		馬平	新	甲

表中の「題」・「缺字」・「跋文」・「印（三官印）」中の「○」「×」はそれの有無を、「△」は有の可能性を示す。

VI 新蔵石刻の所在と摸刻

徐霞客の記録によれば「龍城石刻」は明末において容易に摸刻され、それによって拓本が採られていた。清代においてはどうか。乾隆二八年(1763)、馬平県で出土したという「龍城石刻」が柳侯祠に献納された後、太平天国の乱で喪失するまで、祠内の壁に埋め込まれており、拓本はそれから採られていた。

新蔵石刻の所在

新蔵石刻は王錦によって「勝廟中石刻遠矣」という鑑定を得た後、柳侯祠が王錦によって重修され、柳江書院として落成した時に、祠内に収蔵された。「將此殘碣仍砌祠下」とは、具体的には磚(レンガ)を漆喰等で積み上げて造られた祠の内壁に埋め込む形で飾られたのではなかろうか。そうならば容易に搬出できない状態にあった。いっぽうそれまで「廟中」にあった旧蔵石刻の方はどうか。廃棄されたかどうかは未詳であるが、少なくとも顧みられなくなったことは以後の多くの記録が「天啓」跋文をもつもの、つまり新蔵石刻であるこ

と、また官印が押されていることによって明らかである。

その十六年後、張若海「巳亥(乾隆四四年1779)秋偕王郡伯遊立魚峯，兼謁柳侯祠」詩⁽⁴⁶⁾には次のようにいう。

壁上斷碑驅九醜，座間遺像肅千秋。

「柳侯祠」にあった「壁上斷碑」といえば、三段に断たれていた、蘇軾が韓愈「羅池廟碑」の後半を書した「荔子碑」⁽⁴⁷⁾（祠内に現存）を先ず考えるべきであるが、句中に「驅九醜」が引かれていること、また王錦の「跋」に「有王生，名進者，手攜家藏斷碣而來」とあるように「斷碣」とも表現されていることから、ここでは「龍城石刻」を指すと考えてよからう。「壁上」とは王錦の「砌祠下」の同じ状態を謂うはずであり、祠壁中に埋め込まれていたと考える所以である。対句を成している「座間遺像肅千秋」とは、柳宗元像が鎮座していること。乾隆二六年(1761)の朱佩蓮「謁柳文惠侯祠」詩⁽⁴⁸⁾にも

幼誦唐文夢見公，今來故治拜遺容。



(46) 祠内に現存。『柳侯祠文獻滙編』(p143)は作年を示さず。詩題の「巳亥」は乾隆四四年。

(47) 拙稿「傳柳宗元手書「龍城石刻」辨偽——神となった柳宗元」(『島大言語文化』30、2011年)。

(48) 祠内に現存。『柳侯祠文獻滙編』(p165)は作年を示さず。落款に見える。



と詠む。「龍城石刻」はこの遺像のある部屋の壁上にあった。その部屋は祠内の中心たる大殿であろう。羅池の西に、南から北に向かって大門儀門、大殿、柳宗元衣冠墓の順で配されていた。写真(石刻)を参照⁽⁴⁹⁾。今日でも、大殿の中央に柳宗元の銅鑄像が置かれ、それを取り囲むように三武将の像が配されている⁽⁵⁰⁾。

さらにその約二〇年後の嘉慶三年(1798)の作、錢楷「柳州謁柳侯祠」詩⁽⁵¹⁾の描写はかなり具体的である。

青青松柏枝，不見龍城柳。惟餘劍銘字，筆法辨跟肘。
傳聞涉洞庭，攜鎮風濤吼。行客爭椎墓，登登徹座右。

(49) 『〔乾隆〕柳州府志〕卷首「〔羅池〕書院圖」(3b-4a)による1977年の複製。柳侯祠内にあり。

(50) ただし「遺像肅千秋」は今日の銅鑄像ではなく、至元三十年(1293)李某によって重刻された遺像石刻であったのではなかろうか。「柳侯真像，唐時刻石羅池」と伝承されていた。詳しくは拙稿「中国柳州市柳侯祠藏柳宗元石刻遺像考」(『彦根論叢』386、2010年)。

(51) 徐世昌『晚晴彞詩匯』(民国一八年1929)卷106(中華書局1990年、p4514)。

不知劍與柳，何者神所守。墨雲蓋子碑，為護獨南斗。

この「劍銘字」も「龍城石刻」を指す。銘文に「出匕首」とあったために「劍銘」と呼ぶ。それは拝謁した「柳侯祠」内に置かれており、「爭椎墓」盛んに拓本がとられていた。「登登」（トントン）とはその擬声語である⁽⁵²⁾。錢楷(1760?-1812)⁽⁵³⁾は嘉慶三年(1798)に督広西学政、十四年に広西巡撫となる。これらの描写によれば、当時、「龍城石刻」は先の張若海詩にいう柳侯祠内の大殿に置かれた柳宗元「遺像」の右手の壁(西壁)に填め込まれていたことになる。なお、「不見龍城柳」とは「龍城石刻」が喪失していたことではなく、前句「青青松柏枝」を受けて石刻の銘文にいう「龍城の柳」、子厚「種柳戲題」詩(『柳集』巻42)に見える龍城郡(柳州の旧名)の柳樹について謂う。

さらに約三〇年後の道光九年(1829)頃の作、前掲の25劉棻「柳侯碑并序」に「碑徑五寸餘，廣尺許，四周多落角，文磨滅幾不可辨。予過羅池廟訪遺址，蓋子厚所書劍銘也。……人或言攜其拓本過洞庭」というのも祠内にあつて採拓されたことを告げている。

さらに約二〇年後の道光二八年(1848)広西道監察御史であつた曹楸堅(?-1854)⁽⁵⁴⁾の「羅池謁柳柳州祠」詩に

頽垣讀古銘，蔓草伏殘碑。

と詠む。これは対句であり、「柳柳州祠」つまり柳宗元祠にあつた「古銘」は「龍城石刻」を指し、「殘碑」は「羅池廟碑」を指す。王錦が祠を重修した時から数えて八十五年後のことである。この間、柳侯祠は荒廃していったが、石刻は確かに祠内の「頽垣」崩れかかった壁中に、まだ健在であつた。拓本はこの柳侯祠にあつた原石によって採られたはずであり、それには官印が押された。仮に翻刻されることがあつたとしても、それはこの拓本に依拠したものであり、しかし原石が存在する以上、それらに官印が押されることはなかつたであろう。

新葺石刻の喪失

しかしその後、現地を訪れている31『八瓊室金石補正』の精確な記録によれ

(52) 蘇軾「孫莘老求墨妙亭」詩に「龜趺入坐螭隱壁，空齋晝靜聞登登」。

(53) 『(嘉慶) 廣西通志』巻55「職官表・國朝」、桂林市政府文化研究中心編『桂林旅游大典』(灑江出版社1993年)「錢楷」(p663)。

(54) 『清國史館傳包』1416-5号、徐世昌編選『晚晴簃詩彙』(民国十八年1929刊)巻136。『柳侯祠文獻匯編』(p157)は「曹楸堅」に作る。

ば、「龍城石刻」は太平天国の乱によって喪失する。咸豊六年(1856)頃、つまり曹楸堅が存在を目睹したわずか数年後のことである。乱平定後、同治三年(1864)に柳州知府となった孫寿祺の「乙丑(同治四年)春仰謁柳侯墓」⁽⁵⁵⁾詩にも

羅池尚照今時月，神劍難尋舊日銘。

と詠み、その句下に小字夾注を加え、

祠壁劍銘舊碑，因兵燹失去。

といて補説する。「祠壁」にあった、つまり埋め込む形で飾られていた「劍銘」の「舊碑」とは「頽垣」の「龍城石刻」である。同人「訪城東柳江書院故址感賦」⁽⁵⁶⁾詩に「不堪卒讀殘碑碣，剩有模糊碧鮮紋」とあるが、こちらは「荔子碑」のことであろう。陸氏・孫氏がいうように、「龍城石刻」は確かに咸豊年間の太平天国の乱で喪失したのであり、それまでは柳侯祠大殿の内壁に埋め込まれたままであった。

『八瓊室金石補正』の撰者陸増祥は乱平定後、石刻原碑の行方を尋ねている。柳州での伝聞によれば、この時すでに碑石は馬平県から「鬱林」に移っていたという。鬱林州(今の広西玉林市)は柳州よりも遙か東南のかた(直線距離約200Km)、広東との界にある。収蔵者は秘匿して閲覧させなかったらしいが、13『宜祿堂』にも劉玉麟「判廣西鬱林州時所拓」と見える。この地名の一致は偶然なのであろうか。劉玉麟「所拓」は乾隆五七年(1792)頃、洪秀全の乱より半世紀も前のことである。しかも乱の数年前まで石刻が祠壁中にあったことは先の曹楸堅等の詩によって確かであり、鬱林州に移っていたのでも、摸刻されたものと入れ替ったわけでもない。いっぽう公開しなかった理由を「蓋其人嘗為賊脅，懼禍之及也」という。太平天国軍に脅迫された収蔵者が災禍の及ぶのを恐れたという意味であろうか。「或往詢之」は陸氏の伝聞に過ぎない。当時すでに太平天国の乱は鎮圧されていたから、「懼禍之及也」する心配はないと思われる。ただし鬱林州は太平天国軍蜂起の地である潯州府の南に隣接するから、まだ残党が暗躍していたのを恐惧したのであろうか。「龍城石刻」は官軍に法力をあたえて太平天国軍を制覇したと吹聴されており、太平天国軍にとっては禍々^{まが}しきものであった。『十朝詩乘』巻20「馬端敏遇刺」⁽⁵⁷⁾に次のように

(55) 『柳侯祠石刻注釋』(p116)。

(56) 『柳侯祠文獻匯編』(p162)。

(57) 郭則澐(1882-1946)『十朝詩乘』(民国二四年1935)、卞孝萱等点校、福建人民出版社2000年(p836)。この事件について詳しくは前稿。

いう。

柳子厚『龍城録』載：“龍城在柳州羅池北，有石刻云：‘龍城柳，神所守。驅厲鬼，出七首。福士氓，制九醜’凡十八字。”同治初年，金陵砥定，兒童競歌是語，以為兵燹甫平，誦之以驅厲祈福也。迨馬端敏遇刺，周彦升謂其應讖，因作「龍城謠」云：“龍城柳，神所守，驅厲鬼，出七首。七首出，日無光。柳星正對連天張……吁嗟乎，世間怪事無不有，龍城柳，出七首。”

しかし当時まだ「懼禍之及也」であれば常維潮の場合も同様であろう。現存拓本の丙種は常維潮による同治元年、しかも広東の西北、連州陽山県での重刻である。その地は太平天国軍が占拠して五王を立てた平樂府の東に隣接する。かつての巢窟である。石刻の所蔵者は太平天国軍の禍を恐れたのではなく、そもそも偽刻であったために、公開を拒んだのではなかろうか。「在鬱林某里」は太平天国の乱中に某人が「龍城石刻」を避難させて鬱州に持ち帰ったと考えることもできるが、それ以後にも柳州に「龍城石刻」は存在しており、それは系統を異にしていた。

新蔵石刻の摸刻

陸氏は「近今所拓，似是翻本」という。これは奇しくも先に提示した清拓の乙種から甲種への交代に一致する。

陸氏は「似是翻本」というのみで、具体的にどのようなものがあったのか説明していないが、たしかに翻刻が存在した。先に考察したように、官印A種をもつものは乾隆三一年以後にして咸豊年間以前に採拓されたものであり、劉玉麟採拓本、常維潮重刻本は共に清拓乙種の系統に属するが、いっぽう官印B種をもつ清拓甲種は咸豊年間以後の採拓である。つまり陸氏がいう「近今」の「翻本」とは甲種をいうものようである。ただし21『古墨齋金石跋』によれば甲種の系統はすでに嘉慶十五年(1810)以前に存在していたと考えられる。しかし先に見たように乾隆二八年(1763)の献納から、太平天国の乱における喪失までの約百年の間、新蔵石刻が祠壁中に埋め込まれていたこと、また乾隆間の12『秋燈叢話』(乾隆四九年1784)と13『宜祿堂收藏金石記』(乾隆五七年1792)の跋文「柳口井」との共通性から官印を押ししたものが乙種であったと考えられることから、祠壁中にあったのは乙種であり、太平天国の乱でそれを喪失して甲種が出現したということになる。ただしこれにも問題があり、縦横が王錦の記録と大きく異なる。甲乙との関係について、ここでは問題を提起するに止めて

後で再考する。

太平天国期に碑石を喪失した後について、前掲の周耀文重刻本の跋によれば、「民初此碑，安教育局内」であり、民国十七年(1928)に柳侯祠が火災に遭うまで「龍城石刻」は祠内に存在した。しかし陸増祥・孫寿祺の記録によれば「龍城石刻」は民国初(1913)の半世紀近く前の咸豊六年(1856)頃にすでに喪失しており、鬱林州に移ったかどうかは未詳であるとしても、少なくとも同治三年(1864)までは存在しなかった。「民初此碑，安教育局内」とは、民国初には石刻が教育局に置かれていたことを謂うに過ぎないであろう。柳侯祠は教育局内にあった。太平天国の乱で喪失したものが、民国初に至って始めて置かれたことは、回収・奪回されたのでなければ、この間に翻刻されたのである。陸増祥が「近今所拓，似是翻本」というのは民国初以前のことである。つまり清末には翻刻が出現していた。

また、民国初以前である宣統辛亥三年(1911)の徐宗培「謁柳文惠侯祠」詩⁽⁵⁸⁾には

劍氣難平王叔黨，荔碑珍似召公棠。

と詠んでいる。「荔碑」即ち「荔子碑」と対をなす「劍氣」は「劍銘碑」即ち「龍城石刻」を謂う。これを取り上げて詠むのは「柳文惠侯祠」即ち柳侯祠に存在するそれを目撃してのことではなかろうか。そうならば乱後における翻刻出現の時期は清末の宣統三年以前、また孫寿祺の詩によって同治四年(1865)以後の約半世紀の間である。さらにこれを限定すれば、周耀文は「民初此碑」が清末の翻刻であることを知らなかったようである、つまり記憶からさほど近くないと推測されること、また拓本を護符とする風習が当地には深く根付いており、民間ではそれを渴望したであろうことなどを考えると、喪失からさほど時間の経っていない頃、つまり孫寿祺詩の直後、同治年間(1862-1874)の後期に求めたい。光緒二五年(1899)には「殿堂滲漏，廓廡欹斜，墻壁剝落……甚至窗檻門榻，為人竊取殆盡」であった柳侯祠が重修されているから⁽⁵⁹⁾、晚くともこの頃には以前のように祠壁中に重刻が埋め込まれたのではなかろうか。「民初此碑，安教育局内」というのはそれであるが、これも約十六年後に焼失し、さらにその五年後に周耀文によって重刻される。それは甲種の系統に属するもの

(58) 祠内に現存。『柳侯祠石刻注釋』(p129)、『柳侯祠文獻匯編』(p164)。

(59) 倪思齡「重修柳侯祠記」、『柳侯祠文獻匯編』(p124)。

であった。

おわりに

「龍城石刻」はこのように喪失と翻刻を繰り返し、数奇な運命をたどって来た。以上をまとめれば明末から民国までにおいて少なくとも次のような種類と系統の存在が推定される。

	銘文	自署	跋文	縦／横(寸)		拠	字	年代		
A	〔□□?刻〕 龍城柳神 所守驅厲 鬼出ヒ首 福四民制 九醜	元和 十二年柳 子厚		7-8	?	02	旧 蔵 石 刻	明末～ 乾隆二八年(1763)以前		
						03 04 05 24				
B	〔□□?刻〕 □城柳神 □守驅厲 鬼出ヒ首 福四民制 九醜		天啓 三年 龔重 得此 于柳 井中	5	14	07	新 蔵 石 刻	乾隆二八年(1763)		
				6	10余	08		道光九年(1829)頃		
				5余		25				
C	□□石刻 □城柳神 □守驅厲 鬼出ヒ首 福四民制 □醜	元和 十二年柳 宗元	天啓 三年 龔重 得此 于柳 △井 中	8.3	19	13	乙	乾隆五七年(1792)以前		
		20	乙?			嘉慶十年(1805)以前				
D						39	乙?	1980年以前		
						12	乙?	乾隆四九年(1784)		
						30	乙	咸豊(1851-1861)以前		
E	□□君刻 □城柳神 □守驅厲 鬼出ヒ首 福四民制 □醜		天啓 三年 龔重 得此 于柳 井中			17cm	47cm	存	丙	1862年常維潮重刻
F	□□君刻 □城柳神 □守驅厲 鬼出ヒ首 福四民制 □醜		天啓 三年 龔重 得此 于柳 井中			21	甲	嘉慶十五年(1810)以前		
						40	甲	1984年以前		
				17cm	46cm	存	丁	民国二二年(1933) 周耀文重刻		

まず大きく新旧二刻(A・B)に分かれ、さらに新刻は甲乙二種類(C・DとE・F)に大別されるが、問題はA類が甲・乙のいずれかということである。あるいは種類はこれより多いことも考えられ、分類は困難を極め、系統は

紛糾する。新蔵石刻の原石は一つであるが、多くの種類は複数の翻刻の出現によるものなのか、単に著録の相異によるものなのか。分類が複雑な様相を呈するのは主に以下の理由による。

1) 残存部分の积文

最も微妙な差異で分れるのが06行第一字「九」の积文であり、「九」・「元」・「羣」あるいは缺字に作るものに分かれる。しかし、これは清拓では一部が剥落しており、著録者がそれを強いて积文するか否かによって生じた相異に過ぎない。

2) 首行の有無

現存清拓はいずれも首行を有しているが、明清の石刻資料でそれを記録する例は稀であり、記録が無いといっても首行が無かったとは限らない。また首行を有していたとしても、「□□石刻」・「□□君刻」に分れる以外に「羅池石刻」であった可能性もあり、逆に有さないものがあつたならば、分類は更に多岐にわたる。

乾隆二八年の新蔵石刻の献納から二九年後の13『宜祿堂收藏金石記』（乾隆五七年1792）が「□□石刻」を録しており、さらに旧蔵石刻においても、「柳州石刻」・「羅池石刻」・「龍城柳石刻」と称されているから、ほんらい首行「□□石刻」を有するものであつたのではなからうか。ただし「石」は「君」に近い字跡であつたかも知れない。「君」に作る21『古墨齋金石跋』は跋文を「柳井」二字に作っており、これは王錦の記録と一致する。

3) 縦横尺寸の不同

この他に最も不可解な相異として石刻の縦横尺寸の不同がある。記録によれば新蔵石刻には少なくとも「5寸×14寸」と「8.3寸×19寸」の二種類があつた。両者には縦10cm・横16cmもの差があり、これは誤差の範囲をはるかに超える。今、前者を小本、後者を大本と呼んでおく。旧蔵石刻の縦「7-8寸」との差異は旧蔵に上部「龍」・「所」等が欠損していなかったことによると推測されるが、新蔵石刻の間の差異は、記録によれば、欠損部分の有無によるものではない。

そもそも現存する重刻と清拓は、題・自署・跋文による構成とその内容・配置・字跡および原石の形状のいずれにも微細な差異があるとはいえ、ほぼ一致する。これは新蔵石刻が重ねて翻刻されたことを証するものである。しかしこれに縦横尺寸を加えて観るならば、現存する重刻・清拓は清人著録の小本に最

も近い。いっぽう大本の記録も一例ではなく、『金石萃編』等複数の資料(13・20・39)に見られるから信憑性が高いといえる。しかしそのような現存清拓を知らない。今日に伝存していないことはその存在を否定することにはならないが、摸刻という作業の通例に照らして不自然である。

翻刻が繰り返されていたことは明・徐霞客の記録によっても容易に想像される。それは拓本を販売する目的で行なわれたのであり、それは拓本が当地での柳宗元祭祀と民間伝承によって生まれた信仰を背景として広く災厄祓除の護符として求められたという需要からであった。しかもその行為と効果は清代では官印を押して承認され、保証されていた。頻繁に拓本がとられるために、オリジナルの破損や喪失を恐れて複製、即ちレプリカを造った上でそれから採拓されたことは考えられないことではない。しかしそうであるとしても、本物に極めて近く模倣して造られたはずである。そもそも石刻の翻刻は現存石刻やその拓本を臨摸し、あるいはその拓本を貼って重刻される。それが文字に止まらず、石の形状・サイズまで真似たことは清拓と現存する重刻の類似を見ても明らかである。したがって字跡に若干の微妙な差異が生じることはあっても、縦横のサイズに極端な違い、つまり面積にして二倍以上もの差が生じることは、まず考えにくい。府県の三官印を有するもの、つまり護符用の拓本として官署より認可され保証されたものにおいては尚更である。では新蔵石刻の大小両本の差異はどのように理解すればよいのか。

大本はサイズを除けば題・自署・跋文からなる構成・配置・字跡はいずれも現存重刻や清拓と一致する。そこで大本の寸法の記録には誤りがあつて本来は小本と同じであると考えたいのであるが、しかし誤りであるならば、なぜそのように記されたのか。拓本紙片のサイズと解すればそれに近くなるはずであるが、「石殘缺、僅存橫廣一尺九寸……」とは原石について謂う。ただ奇妙なことに大本三例には

20：石殘缺、僅存橫廣一尺九寸、高八寸三分、八行、行四字、行書、在廣西馬平縣。

13：石殘缺、橫廣一尺九寸、高八寸三分、八行、行四字、行書、在廣西馬平縣。

39：石殘缺、僅橫一尺九寸、高八寸三四分。在廣西……馬平縣柳侯祠。缺首行、行書、八行、行四字。

とあつて寸法を含む前後の記録までほぼ一致しており、他の数十例の記録と比

較してこれほどまでの類似は踏襲によるものであること疑いない。では何に拠ったのか。それは最も早い例、つまり13『宜祿堂』が引用している20『金石萃編』に違いない。ただ「僅存」二字を欠き、また後の39『碑帖叙録』では「存」・「廣」の二字を欠く。「廣」を欠くのは「横……高……」の表記ですすでに意を尽くしているからであるが、共に「存」を欠くのは20『金石萃編』の表記が残存部分の尺寸を示すものと誤解されることを避けるために削除されたのではなかろうか。つまり『金石萃編』の記す尺寸は残缺する不完全な碑石の大きさではない。また残存部分によって推定される原碑石の大きさも大差はないからそれでもない。だとすれば原因は拓本紙片の大きさしか考えられない。20『金石萃編』は金石学の集大成にして権威でもあったから、13・39はその記載を襲用しながら不明確な箇所を整理を加えたのである。現時点ではこれ以外に合理的な説明が見出せない。

次に、では石刻の交替は何度あったのか、いつあったのか。

新蔵石刻が祠壁に埋め込まれた後、旧蔵石刻に替わって正統の位置を得たことは多くの著録と清拓から明らかであるが、官印との関係から見れば、先に指摘したように、官印の印文中に「中行加添字様」と呼ばれる満文楷書小字が加わるのは道光十九年(1839)以後とする定説に従って、乙種から甲種へ移行したと考えねばならない。

太平天国の乱平定後の咸豊年間(1851-1861)後期以後、官印B種の押されている拓本はいずれも甲種であって、それ以前の官印A種をもつ甲種はなく、かつ碑石は平定後、恐らく同治五年(1866)頃に、再び翻刻されて祠内に置かれており、その後、民国十七年(1928)に焼失したためにまた周耀文によって翻刻されたが、それも甲種の系統であった。いっぽう乙種は乾隆五七年(1792)前後の劉玉麟採拓本、さらに同治元年(1862)常維潮重刻本が乙種の系統であり、これも太平天国の乱平定を境とした乙種から甲種への移行を傍証する。31『八瓊室金石補正』が「洪逆擾亂後、已失所在」として「近今所拓，似是翻本」というのは、それが引用している20『金石萃編』・22『平津讀碑記』と比較してのことであり、20『金石萃編』は13『宜祿堂』にも引用されていることから、首行を「石刻」に作るもの、乙種であった。乙種は乱時に喪失して平定後に甲種に入れ替わったのである。

しかしこれに合わない記録が一例ある。甲乙二種を区別する重要な根拠の一つに首行の文字があり、乙種は「石刻」に近く、「君刻」は甲種に近い。21『古

『墨齋金石跋』の録する所は嘉慶十五年(1810)以前にあって、つまり太平天国の乱以前に、「君刻」に近く作ったものが存在したことを告げている。つまり乙種から甲種への移行の仮説に矛盾するわけである。この一例の記載を信じる限り、甲種は乙種以前に存在した、あるいは早くから甲乙二種が併存していた、さらには甲種から乙種を経て甲種へ交替をたどったという可能性を考えねばならない。また、考察の過程で、清拓甲乙の特徴として跋文の「柳井」二字と「柳口井」三字の差異も挙げる事ができた。現存する精拓によって観れば、甲種は明らかに「柳井」であり、乙種は「柳口井」に近い。そこで新蔵石刻が太平天国の乱を境として

1) 乙種→甲種

と交替したことはほぼ断定してよいが、それ以前に甲種から乙種への交替があったのではないか。仮に21『古墨齋』によって乙種以前に甲種の存在を認めたとしても、祠壁に埋め込まれていたものは一つであり、それではなからう。つまり

2) 甲種→乙種→甲種

の過程が想定される。祠壁に埋め込まれていた原石の拓本であるか否かを断定できるのは官印の有無であるが、残念ながら『古墨齋』が官印を有していたことは記録されていない。むしろ官印の有無まで記録する例は少ないのであり、記録がないことは存在していなかったことを証明する十分条件にはならないが、官印を有するものが乙種であったであろうことは12『秋燈叢話』が「天啓」跋文を「柳口井」に作ることから推測される。ただし「柳井/柳口井」は、「柳」下が行末にあり、著録者の見たものが精拓でなければ誤訳が生じ易い。

そもそも新蔵石刻の拓本あるいはその記録によれば、前の表で示したように幾つかに分類されるが、新蔵石刻そのものは唯一の物であり、「龍城石刻」は乾隆二八年に献納されて以来、柳侯祠の壁中に埋め込まれていた。柳州の官印が押されている拓本はそれから採拓したものであり、翻刻もそれによって行なわれたはずである。今、新蔵石刻がほんらい甲種であったと仮定すれば、太平天国の乱で喪失する以前のある時になぜ乙種に換わったのか。また、太平天国の乱以前は確かに乙種であったものが、喪失後にはなぜ甲種に換わったのか。じつは両者は密接に関係するのではなからうか。乱で喪失したのは乙種であり、したがって柳侯祠内に埋め込まれていたのは乙種であって甲種ではないが、甲種も存在していたとなれば、それは祠内ではなく民間に伝わっていたの

である。そこで、乱以前、嘉慶十五年(1810)以前にあって、祠内の新蔵石刻=乙種とは別にすでに翻刻がいくつか作られて伝わっており、その一つが甲種であり、乱で祠内の石刻が喪失した後に、甲種が置かれるようになった。つまり新蔵石刻のレプリカが乱後にオリジナルに入れ替わったのではないかというのが、現時点での筆者の仮説である。

柳侯祠内に置かれた「龍城石刻」は、乾隆二八年(1763)に旧蔵石刻から「天啓」跋文を有する石刻に交替し、太平天国後、おそらく同治五年から光緒二五年(1899)までに再び交替し、民国十七年(1928)の焼失によってまた重刻されて交替した。ここに至って新たに問題を提起するのが1977年の重刻である。現在その原石は柳侯祠大殿の柳宗元遺像前に置かれた賽銭箱の上のガラスケースの中に納められている。これは「龍城石刻」の五代目、新蔵石刻からいえば四代目なのであるが、じつは全体的には、つまり題・銘文・自署では、甲種の特徴を備えながら、跋文に至っては明らかに「柳口井」に作っており、また他の字跡や字の間隔・位置も微妙に異なる。清代の官印を有する精拓で観る限り、祠内に前後献納されていた「龍城石刻」は甲乙二種に分けられるのであるが、1977年重刻本は両方の特徴を具備しているのである。これは当時そのような拓本が別にあってそれに拠ったものなのか、あるいは拠った甲種の跋文部分が偶々鮮明さを欠くものであったために部分的に乙種を参考にしたのか、新たな問題を提起する。いずれにしても、今日、祠内に置かれ、かつ図版等で柳宗元の真蹟として紹介され、かつ将来に伝えられるのはこの四代目新蔵石刻「龍城石刻」なのであり、ここに甲乙丙丁と微妙に異なるものとして区別しておくのがよからう。今、戊種と呼んでおく。以上、考察した所を表にして示す。

旧 蔵 石 刻		乾隆二八年(1763)以前
新 蔵 石 刻		乾隆二八年(1763)
甲種翻刻 (?)		乙種+官印A種
		乙系統=劉玉麟所拓
甲種+官印B種		乾隆三一年(1766)以後
焼 失		乾隆五七年(1792)前後
丁種=周耀文重刻		嘉慶十五年(1810)以前
戊種=柳州市博物館重刻		太平天国の乱 咸豐六年(1856)頃
甲 種		喪 失 (一説在鬱林州)
乙 種		同治元年(1862)以前
時 期		同治(1862-74)後期以後
		丙種=常維潮重刻陽山県官廨
		民国十七年(1928)
		民国二二年(1933)
		1977年

(2012. 1. 6)

* 本稿は科研費(課題番号23520433)による研究成果の一部である。